

『摂南大学教育学研究』の発行および執筆等に関する申し合わせ

2004年12月24日制定

2014年10月28日改正

第1条 摂南大学教職支援センター（以下「本センター」という）は、研究およびセンター活動の成果の発表を目的として、本教室の機関誌として『摂南大学教育学研究』（英文名 Bulletin of Educational Research of Setsunan University）（以下「本年報」という）を発行する。

② 本年報は、原則として年1回発行する。ただし、必要に応じて特別号を発行することができる。

③ 発行・配布等にかかる費用は、本センター予算の一部をもってあてる。

第2条 編集兼発行者は、摂南大学教職支援センター『摂南大学教育学研究』編集委員会（以下「委員会」という）とする。

第3条 委員会は、本センター全専任教員により構成する。

② 委員長は、本センター主任が務める。

③ 委員会に幹事をおき、委員の互選によりこれを決定する。幹事の任期は、当分の間、これを定めない。

第4条 執筆者は、当分の間、次のとおりとする。

1. 本センター専任教員
2. 本センター非常勤教員
3. 本学教職課程修了者
4. 本センター専任教員を含む共同研究者
5. その他、委員が必要と認める者で、委員会の承認を得た者

② 執筆を希望する者は、執筆の意思を事前に委員に対し明らかにしなければならない。

第5条 本年報に掲載する著作は、次の4種に区分する。

1. 研究論文 : 原著性のある研究の成果
2. 実践報告 : 教職教育、学校教育の実践について記述、解説したもので、原著性、記録性のあるもの
3. 文献・資料紹介 : 紹介者の問題関心に即して有意味な書籍、文献、資料等を紹介、解説、評価したもの
4. 特別寄稿 : 委員会が必要と認めて依頼したもの

第6条 本年報に掲載する著作の本文原稿（引用注、参考文献等を含む）は、横組みとし、原則として次の分量とする。

1. 研究論文、実践報告 : 400字詰め原稿用紙40枚程度。（16,000字程度）
2. 文献・資料紹介 : 同25枚程度。（10,000字程度）

② 図表等を挿入する場合は、およその挿入箇所を予め指定し、これを含めて前項の分量に収めるものとする。

③ 前項の分量を著しく超えるものは、委員会の議を経て、分割掲載することがある。

第7条 本年報に掲載する著作は、原則として日本語によるものとする。

- ② 外国語により著作に掲載しようとする者は、原則として邦訳文を添付しなければならない。その場合、邦訳文を前条の分量に収めるものとする。

第8条 執筆者は、本文原稿のほかに、次のものを添付して提出するものとする。

1. 本文要旨（600字以内）
 2. タイトル、氏名、所属、連絡先、著作区分
 3. タイトル・氏名の英語表記
- ② 原稿提出にあたっては、本文原稿のほかに前項のものを原則として電子媒体に収め、印刷物と併せて提出するものとする。

第9条 原稿提出の期限は、委員会が決定し、執筆希望者に明らかにする。

第10条 委員会は、提出された原稿について、本年報に掲載の適否を判断するため、査読委員会を構成し、査読を依頼する。

- ② 委員会は、当分の間、査読委員会を兼ねる。
- ③ 査読委員会は、提出された原稿を査読し、掲載の適否、修正等に関する意見を委員会に報告する。

第11条 委員会は、査読委員会の報告を踏まえ、原稿の掲載の可否を決定し、また執筆者に対し補筆、修正等を求めることができる。

第12条 校正は、執筆者が行い、原則として2校までとする。

- ② 校正時における原稿の大幅な変更は、これを認めない。

第13条 執筆は原則として無償とするが、特別な印刷等の仕様を要する場合には、執筆者に実費を請求する場合がある。

第14条 本年報の配布先は、委員会が選定する。

第15条 本年報は、摂南大学図書館が運営する摂南大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という）に登録する。登録においては、以下のとおりとする。

1. 執筆者は、原稿の受理の時点において、リポジトリへの登録に同意したものとする。
2. 原稿は、摂南大学学術機関リポジトリ運営要綱第4条（登録対象）を満たすものであること。満たさないことによるすべての責任は執筆者が負う。

- 付則
1. この申し合わせは2004年12月24日から施行する。
 2. この改正申し合わせは2014年10月28日から施行する。